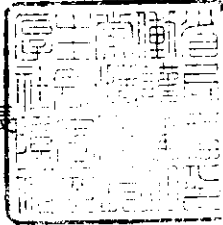


平成 15 年 5 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



障害程度区分に応じた人員配置の取扱い（ガイドライン）について

標記については、「指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について」（平成 14 年 12 月 26 日障発第 1226003 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について」（平成 14 年 12 月 26 日障発第 1226004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において別途お示しすることとしていたが、今般その取扱いについて下記のとおり指針（ガイドライン）を定めたので、ご了知の上、管内市町村、関係機関、関係団体等に周知方よろしくお願ひしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 位置付け

指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等に置くべき従業者の員数については、「指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」（平成 14 年厚生労働省令第 79 号）及び「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」（平成 14 年厚生労働省令第 81 号）（以下「施設指定基準」という。）においてそれぞれ定められているところであるが、施設指定基準において、施設の入所者数に応じて最低限置くべき従業者に加えて、身体（知的）障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、必要な従業者を置かなければならないこととされており、今般、指針（ガイドライン）としてその取扱いをお示しするものである。

なお、指針（ガイドライン）に基づき算定された配置数を満たさないことをもって指定の取消しを行うことができるものではないのでご留意願ひたい。

2 具体的な内容

（別紙）のとおり。

(別紙)

○ 障害程度区分に応じた人員配置の取扱い (ガイドライン)

1 計算方法

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{指定基準上配置することとなる従業員の員数}} \\
 + & \boxed{\frac{\text{障害程度区分Aの前年度平均入所者数}}{\text{区分定員}} \times \text{施設種類別配置数}} \\
 + & \boxed{\frac{\text{障害程度区分Bの前年度平均入所者数}}{\text{区分定員}} \times \text{施設種類別配置数}} \\
 = & \boxed{\text{当該施設に置くべき従業員の員数}}
 \end{aligned}$$

(例) 身体障害程度区分A15人, B15人が入所する身体障害者更生施設 (入所者50人)の場合

① 指定基準上の配置数 8人

② 障害程度区分に応じた配置数

$$(15 / 50) \times 8.5 + (15 / 50) \times 4.1 = 2.55 + 1.23 = 3.8 \text{人 (小数第2位四捨五入)}$$

$$\rightarrow \text{総数 } 8 \text{人} + 3.8 \text{人} = 11.8 \text{人}$$

2 施設種類別配置数

各施設の定員区分毎の数値は、それぞれの区分において、入所者の全てが区分A又は区分Bである場合に、指定基準上の配置数に加えて配置すべき従業員の員数である。

①身体障害者更生施設 (内部障害者更生施設以外)

区分	30	50	70	100
区分A	5.1	8.5	11.9	16.9
区分B	2.4	4.1	5.7	8.1

②身体障害者更生施設 (内部障害者更生施設)

区分	30	50	70	100
区分A	6.1	10.2	14.3	20.4
区分B	3.5	5.8	8.1	11.6

③身体障害者療護施設

区分	30	50	70	100
区分A	2.5	4.1	5.8	8.3
区分B	1.4	2.3	3.2	4.5

④身体障害者入所授産施設

区分	30	50	70	100
区分A	3.5	5.8	8.1	11.6
区分B	1.9	3.1	4.4	6.3

⑤身体障害者通所授産施設

区分	20	30	50	70
区分A	0.8	1.2	1.9	2.7
区分B	0.3	0.5	0.9	1.2

⑥知的障害者入所更生施設

区分	30	50	70	100
区分A	4.2	6.9	9.7	13.9
区分B	2.1	3.4	4.8	6.9

⑦知的障害者通所更生施設

区分	20	30	50	70
区分A	1.8	2.7	4.5	6.4
区分B	1.3	2.0	3.3	4.7

⑧知的障害者入所授産施設

区分	30	50	70	100
区分A	2.3	3.8	5.4	7.7
区分B	1.6	2.7	3.8	5.4

⑨知的障害者通所授産施設

区分	20	30	50	70
区分A	1.7	2.6	4.3	6.1
区分B	1.1	1.6	2.7	3.8

⑩知的障害者通所授産施設

区分	20
区分A	2.0
区分B	1.0